

## 遅延損害金と延滞金の計算方法

遅延損害金と延滞金は、納期限の翌日から、お支払いいただいた日までの日数に応じて、下記の計算式により算出します。

### 水道料金の支払いが納期限を過ぎた場合

#### [遅延損害金の計算式]

水道料金(※1) × 利率(※2) × 日数(※3) / 365日 = 遅延損害金

※1 : 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2 : 年5%です。(民法第404条に規定している法定利率となります。)

※3 : 納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

### 下水道使用料の支払いが納期限を過ぎた場合

#### [延滞金の計算式]

下水道使用料(※4) × 利率(※5) × 日数(※6) / 365日 = 延滞金

※4 : 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※5 : 平成28年12月31日までは、督促状の指定納期限までが年2.8%で、督促状の指定納期限を過ぎると年9.1%、平成29年1月1日以降は、督促状の指定納期限までが年2.7%、督促状の指定納期限を過ぎると年9.0%になります。

※6 : 納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

(督促状の指定納期限までと同納期限の翌日以降の日数に応じて、それぞれ上記※5の利率を掛けて計算します。)

### 算出した遅延損害金と延滞金の端数処理

算出額が、1,000円未満の場合は全額を切り捨て、遅延損害金、延滞金は徴収いたしません。

算出額が、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て、100円単位で徴収いたします。